

# 『新唐書』選舉志の唐令について

榎 本 淳 一

On the Tang Statutes in *Xin Tang-shu Xuan-ju-zhi*

Jun'ichi Enomoto

## はじめに

『新唐書』の各志には唐令復旧に有益な記事が存在することは既に別稿で述べたところだが、その際は特に刑法志を中心に述べたため<sup>(1)</sup>、その他の志については十分に論じることができなかつた。そこで、引き続き選舉志中の唐令復旧史料<sup>(2)</sup>について考えてみたい。

選舉志は上・下に分れており、上は学校と貢挙について、下は銓選についてそれぞれ唐代の制度とその変遷について述べている。上・下ともにその制度についての記事は唐令をもとに書かれたものと思われるが、上では特にその制度記事の後に「其教人取土著於令者、大略如此」（其の人に教え士を取るの令に著すものは、大略此の如し）と令文に拠ったものであることが明言されている。本来は上・下ともに検討すべきであると思うが、とりあえず本稿では唐令に基いたことが明記されている選挙志上の制度記事のみを考察の対象とすることにしたい。

## 1. 内容の概観

問題とする制度記事は、選挙志上の冒頭の総序と後半の沿革記事との間に三十条程の規定として列記されている。それらの規定と『唐令拾遺』の復旧唐令や日本の養老令の条文との対応などをまとめたのが、次表である。以下、この表をもとに考察を進めることにしたい。

	新唐書選挙志上の法制記事	唐令 拾遺	日本 養老令	備考
1	凡学六，皆隸于国子監。国子学，生三百人，以文武三品以上子孫若從二品以上曾孫及勲官二品，県公，京官四品帶三品勲封之子為之。太学，生五百人，以五品以上子孫，職事官五品期親若三品曾孫及勲官三品以上有封之子為之。四門学，生千三百人。其五百人以勲官三品以上無封，四品有封及文武七品以上子為之。八百人以庶人之俊異者為之。律学，生五十人，書学，生三十人，算学，生三十人，以八品以下子及庶人之通其学者為之。		学 2	
2	京都学生八十人。大都督，中都督府，上州各六十人。下都督府，中州各五十人。下州四十人。京縣五十人。上縣四十人。中縣，中下縣各三十五人。下縣二十人。		学 2	1～4の規定は、あるいは一条にまとまっていた可能性もある。
3	国子監生，尚書省補，祭酒統焉。		学 2	開元21年5月勅（『唐會要』卷35，『唐摭言』卷1）
4	州縣学生，州縣長官補，長史主焉。		学 2	同上
5	凡館二。門下省有弘文館，生三十人。東宮有崇文館，生二十人。以皇継麻以上親，皇太后・皇后大功以上親，宰相及散官一品，功臣身食實封者，京官職事從三品，中書黃門侍郎之子為之。			
6	凡博士，助教，分經授諸生，未終經者無易業。	学八	学 9	
7	凡生，限年十四以上，十九以下。律学十八以上，二十五以下。		学 2	
8	凡禮記，春秋左氏伝為大經。詩，周禮，儀禮為中經。易，尚書，春秋公羊傳，穀梁傳為小經。通二經者，大經・小經各一，若中經二。通三經者，大經・中經・小經各一。通五經者，大經皆通，余經各一，孝經・論語皆兼通之。	学七	学 7	復旧唐学令七条は、取意文であり、当記事のように4条に分けるべきものと考える。
9	凡治孝經・論語共限一歳，尚書・公羊傳・穀梁傳各一歳半，易・詩・周禮・儀禮各二歳，禮記・左氏伝各三歳。学書，日紙一幅。間習時務策，謁國語・說文・字林・三蒼・爾雅。	学七		

『新唐書』選舉志の唐令について

	新唐書選舉志上の法制記事	唐令 拾遺	日本 養老令	備 考
10	凡書學，石經三体限三歲，說文二歲，字林一歲。	学七		
11	凡算學，孫子・五曹共限一歲，九章・海島共三歲，張丘建・夏候陽各一歲，同髀・五經算共一歲，綴術四歲，緝古三歲，記遺・三等數皆兼習之。	学七		
12	旬給飯一日。前假，博士考試，讀者千言試一帖，一帖三言，講者二千言問大義一條，總三条通二為第，不及者有罰。歲終，通一年之業，口問大義十条，通八為上，六為中，五為下。併三下与在學九歲，律生六歲不堪貢者罷歸。	学六 ~~~	学 8	
13	諸學生通二經，俊士通三經已及第而願留者，四門學生補太學，太學生補國子學。	学一〇	学 11	
14	每歲五月有田假，九月有授衣假，二百里外給程。		学 20	
15	其不帥教及歲中違程滿三十日，事故百日，緣親病二百日，皆罷歸。	学一二	学 18	
16	既罷，條其狀下之屬所，五品以上子孫送兵部，準蔭配色。		学 21	
17	每歲仲冬，州・縣・館・監舉其成者送之尚書省。而舉選不錄館学者，謂之鄉貢，皆懷牒自列于州・縣。試已，長吏以鄉飲酒禮，會屬僚，設賓主，陳俎豆，備管絃，牲用少牢，歌鹿鳴之詩，因與耆艾叙長少焉。	選舉 二〇	考課 75	『冊府元龜』卷639 貢舉部，條制1。『通典』卷15選舉3，歷代制下。
18	既至省，皆疏名列到，結款通保及所居，始由戶部集閱，而閑于考功員外郎試之。		考課 75	『冊府元龜』卷639 貢舉部，條制1。『通典』卷15選舉3，歷代制下。
19	凡秀才，試方略策五道，以文理通粗為上上・上中・上下・中下，凡四等為及第。	考課 四九	考課 70	
20	凡明經，先帖文，然後口試，經問大義十条，答時務策三道，亦為四等。	考課 五〇	考課 71	開元25年勅（『唐六典』卷4礼部尚書）。
21	凡開元禮，通大義百条，策三道者，超資與官，義通七十，策通二者，及第。散，試官能通者，依正員。			貞元2年6月11日勅（『唐會要』卷76，『通典』卷15選舉3など）。

	新唐書選舉志上の法制記事	唐令 拾遺	日本 養老令	備 考
22	凡三伝科，左氏伝問大義五十条，公羊・穀梁伝三十条，策皆三道，義通七以上，策通二以上為第，白身視五經，有出身及前資官視學究一經。			長慶二年二月諫議大夫殷侑奏（『冊府元龜』卷640貢舉部，『唐會要』卷76など）。
23	凡史科，每史問大義百条，策三道，義通七，策通二以上為第。能通一史者，白身視五經，三伝，有出身及前資官視學究一經，三史皆通者，獎擢之。			同 上
24	凡童子科，十歳以下能通一經及孝經・論語，卷誦文十，通者予官，通七，予出身。			大歴3年4月25日勅（『唐會要』卷76など）。
25	凡進士，試時務策五道，帖一大經。經，策全通為甲第。策通四，帖過四以上為乙第。	考課 五一	考課72	開元25年（勅？）（『唐六典』卷4礼部尚書）。
26	凡明法，試律七条，令三条。全通為甲第，通八為乙第。	考課 五二	考課73	
27	凡書學，先口試，通，及墨試說文・字林二十条，通十八為第。	学一一	学15	27・28は、唐令では考課令であったと思われる。また、復旧唐學令一一條の規定は取意文であり、本記事のように2条に分けるべきものと考える。
28	凡算學，錄大義本條為問答，明數造術，詳明術理，然後為通。試九章三条，海島・孫子・五曹・張丘建・夏候陽・周髀・五經算各一条，十通六，記遺・三等數帖讀十得九，為第。試綴術・輯古錄大義為問答者，明數造術，詳明術理，無注者合數造術，不失義理，然後為通。綴術七条，輯古三条，十通六，記遺・三等數帖讀十得九，為第。落經者，雖通六，不第。	学一一	学15	
29	凡弘文，崇文生，試一大經・一小經，或二中經，或史記・前後漢書・三國志各一，或時務策五道。經史皆試策十道。經通六，史及時務策通三，皆帖孝經・論語共十条通六，為第。	学附錄		『唐六典』卷2吏部尚書，卷4礼部尚書。
30	凡貢舉非其人者，廢舉者，校試不以實者，皆有罰。 其教人取士著於令者，大略如此。			『唐律疏議』卷9，2貢舉非其人条に対応。

(凡例)

1. 唐令拾遺の欄は、仁井田陞『唐令拾遺』（東方文化学院、1933年。のち1964、1983年、東京大学出版会より復刊）所収の復旧唐令の篇目と条文番号を記す。なお、篇目名の下に波線のあるものは、復旧の史料とされた唐令逸文に篇目名の記されていたものを示す。
2. 日本養老令の欄は、井上光貞他『律令』（岩波書店、1976年）所収養老令の篇目と条文番号を記す。
3. 『唐律疏議』の条文番号は、律令研究会編『訳註日本律令』二・三（律本文篇）（東京堂出版1975年）による。

制度記事の内容は大きくいって二分され、前半の1から16の規定は学校制度についてのものであり、後半の17から30までが貢挙に関するものであり、正に選舉志で「教人」と「取士」に関する令文の大略と述べていることに対応している。また、これらの諸規定の多くが復旧唐令や養老令に対応条文が存在することから、唐令の規定であることも確認される<sup>(3)</sup>。

規定によっては、1～5のようにほぼ原文のままと思われるものがある一方、14～16のようにかなりの省略が行われた節略文・取意文であることが明らかなものがあるなど精粗のムラがある。それにしても、対応する日本令などにより明らかに唐令と思われる1～4、7、14、16のように『唐令拾遺』未収の規定も記されており<sup>(4)</sup>、また13、15のように現在の復旧唐令に見えない内容を記すものもあるなど唐令復旧に極めて有益な記事といえよう。ただし、この記事中の諸規定を実際に唐令として復旧するためには、その史料的な性格を明らかにしておく必要があるであろう。以下、令の年代と篇目について簡単な考察を加えたい。

## 2. 令の年代

まず、『新唐書』編者が典拠とした唐令の年代について考えてみたい。この問題を考えるにあたって注目されるのは、21～24の規定である。21の開元礼挙の規定は、表の備考欄にも記したように貞元二(786)年六月十一日勅によるものである<sup>(5)</sup>。22、23の三伝科、史料の規定は、長慶二(822)年二月の諫議大夫殷侑の奏が勅許されたものである<sup>(6)</sup>。また24の童子科は唐初から存在していたが<sup>(7)</sup>、この規定自体は大曆三(768)年四月二十五日勅によるものと思われる<sup>(8)</sup>。すなわち、当選舉志の制度記事には開元二十五(737)年令以後の改制が取り入れられていることが明白である。このことは選舉志以外の他の志中の制度記事については一概には言えないが、少くとも百官志には同様な性格が窺われる。そこで、この点、百官志を例として少し考えてみたい。

百官志の官制記事は官品令・職員令などに拠ったものと考えられるが、やはり開元二十五年令以後の改制が記されていることは明らかである。例えば、門下侍中と中書令

の官品が正二品となっているが、これは大曆二(767)年十一月九日に改制されたものである<sup>(9)</sup>。また、門下侍郎・中書侍郎の正三品という官品も同年九月の勅で昇階されたものである<sup>(10)</sup>。これらの改制が取り入れられたのは、仁井田陸氏の指摘された建中年間(780~783)の令の刪定によるものとも考えられるが<sup>(11)</sup>、御史大夫の正三品、同中丞の正四品下という官品改制のように、建中刪定令、そして、頒下年月不明の「頒行新定律令格式勅」(仁井田氏によると天宝四(745)年七月から貞元八(792)年十一月の間に頒下されたという)<sup>(12)</sup>以後のものをも含んでいる。御史大夫、中丞の官品の改制は、次に示す会昌二(842)年十二月勅によるものである。

A 会昌二年十二月勅。大夫、秦為正卿、漢為副相、漢未改為大司空、與丞相俱為三公。掌邦國刑憲、肅正朝廷。其任既重、品秩宜峻。准六尚書例、昇為正三品、著之於令。(『旧唐書』卷四十四、職官志、御史台條)

B 会昌二年十二月勅。中丞為大夫之貳、緣大夫秩崇、官不常置、中丞為憲台長。今九寺少卿及諸少監、國子司業、京兆少尹、並府寺省監之貳、皆為四品、唯中丞官重、品秩未崇、可昇為正四品下、與丞郎出入迭用、著之於令(同上)。

A・Bはもとは同一の勅であった可能性もあるが、定かではない<sup>(13)</sup>。注目されるのは、ともに「著之於令」とあることである<sup>(14)</sup>。「著之於令」は、「著令」、「著於(于)令」などとも書かれることがあるが<sup>(15)</sup>、新たな令規定の制定や既成の令規定の修正などを行う詔勅類にしばしば見られる文言で、恐らく「(之を)令に著せ」と読み、現行の令のテキストにその新制ないし改制の令規定を書き込むことを命じたものではないかと推測される<sup>(16)</sup>。この推測が認められるならば、必ずしも政府の直接的な令の刪定によらなくとも、個々の新制・改制を行った段階で「著令」を命じれば、官府・個人ごとにその所有する令のテキストに改正点が書き込まれることになっていたと考えられる。しかし、個々バラバラに改正点が記されれば、全体的に見た場合、不統一が生じることは当然予測されるところで、実際、百官志や選舉志中の制度記事にはこうした規定間の齟齬が存在する。

C 七学生不率教者、擧而免之。(『新唐書』卷四十八、百官志、國子監條)

この規定は、復旧唐学令十二条に相当するものだが、復旧された開元七年令では「六学生」とあるところが「七学生」に改められている。この改正は、天宝九(750)載に國子監下に新たに廣文館が置かれ、従来の國子學・太學・四門館・律學・書學・算學の六學から七學に改められたことによる<sup>(17)</sup>。しかし、同じ百官志の國子監條の規定でも、また當選舉志の1の規定でも「六學」のままとなっているものがある。令の刪定や、『新唐書』編纂の際の修正ならば、全体的な整合性が十分考慮される筈であり<sup>(18)</sup>、こうした不統一が存在するのは、やはり先の想定のように個々バラバラに修正点が書き込まれたことによるものと思われる。

さて、今問題としている選舉志の21~24の諸規定も、官府ないし個人が所有していた

令のテキストに書き加えられたものと考えられるのではないかだろうか。但し、これらの諸規定が制定された際の法令に「著令」の文言がないので、果して本当に令の規定であったのか疑問が残る。『新唐書』編者が令文と認めたのは令のテキストに記されていたからと思われ、その書き込みが全て令規定であった保証はない。しかし、令規定の新制・改制を命じた法令全てに「著令」の文言が確認できるわけではなく、また、丸山裕美子氏が紹介された鄭余慶の「大唐新定吉凶書儀」中の仮寧令（丸山氏は、元和七（812）年段階の令文として復原されている）にも改製時の法令に「著令」の文言が確認できない規定が存在する<sup>(19)</sup>ことから、実際には「著令」が命じられなくとも令規定の新制・改製が刪定以外の方法でも令文に加えられることがあったと考えられる。また、現存の史料では確認できない長慶以後の令の刪定により令文とされたことも想定しうる。ともかくも、21～24の規定が令文とされた可能性は十分あると思われる。ただし、現段階では他に確かな傍証がない以上、復旧の参考史料にとどめ、令文に復旧することは一応差し控えることにしたい。

以上の考察によれば、『新唐書』の選挙志・百官志などの制度記事は、開元二十五年令以降——少なくとも長慶二年まで——の改製の書き込まれた令のテキストに拠ったものと考えられる<sup>(20)</sup>。また、「六学」の表現が残っていることなどから少なくとも天宝九載以降の刪定をうけてない可能性が高いと考えられる<sup>(21)</sup>。すなわち、この令のテキストは開元二十五年令がもととなっており、その後の改製をうけていない規定は開元二十五年令の規定と考えてよいものと思う。ちなみに、20・25の規定は、表の備考欄にも記したように開元二十五年令の施行にあたって出されたと思われる同年の勅の内容に合致している<sup>(22)</sup>。

問題となるのは18の規定で、開元二十四（736）年に貢挙の任が吏部から礼部に移っている<sup>(23)</sup>ことから、ここで考功員外郎が挙試にあたることになっているのは疑問とされるかもしれない。しかし、制度改革が即座に令文変更につながるわけではないことは、既に仁井田氏も指摘されている<sup>(24)</sup>ところであり、当規定が開元二十五年令ではないこととの積極的な証拠とはならないと思う。恐らく、この改製については格に譲り、令文は変更されなかったのではないかと考える。

### 3. 令の篇目

湯浅幸孫氏は、唐令には学令という篇目は存在せず、学令的な規定は選挙令に収載されていたとして、当選挙志の記事を根拠として挙げられている<sup>(25)</sup>。氏の説によれば、選挙志中の令規定と思われるものは全て選挙令ということになってしまふが、氏の説の当たらぬことは既に古畑徹氏によって的確に批判されている<sup>(26)</sup>。少なくとも当記事のもととなった開元二十五令には、仁井田氏が指摘されたように学令の篇目が存在していたことは確かである<sup>(27)</sup>。従って、1～16の学校関係の規定は、日本の養老学令との

対応からしても学令に属していたと考えられる。

17・18は、貢挙の手続き的な規定である。17は、規定の内容の一部が復旧唐選挙令二〇条に対応することから選挙令と考えられるが、何条分かを併せた取意文と思われる。18は、挙試の担当者が規定されていること、そして日本の対応条文が考課令にあることから、考課令に属していたと考える。

19～29は挙試の科目ごとの規定で、このうち19の秀才、20の明経、25の進士、26の明法、27の書学、28の算学は貢挙の六科という一連のものとして扱われており<sup>(28)</sup>、また29の弘文・崇文生は明経・進士に準ずるものとして規定されている<sup>(29)</sup>ことから、これらの諸規定は同一篇目に収められていたと考えられる。ちなみに21～24の規定は、令文かどうかは別として、同じく挙試規定ということで、同じ篇目に書き加えられたのであろう。19・25の規定に対応する復旧唐令の篇目が考課令であることが明らかであることから<sup>(30)</sup>、19・20、25～29の諸規定は考課令に収められていたとしてよいと思う。27の書学、28の算学の日本令の対応規定が学令にあるのは、日本では唐と違って書・算学は貢挙の対象となっておらず<sup>(31)</sup>、その試験規定は挙試のものではなく、あくまでも学校内の成績判定のためのものとその性格を改められたことによる<sup>(32)</sup>。『唐令拾遺』で27・28に対応する復旧唐令を学令としているのは、明らかに誤りである。

最後の30は貢挙に関する罰則規定で、唐職制律2貢挙非其人条に対応するものである<sup>(33)</sup>。内容からすると選挙令・考課令にまたがるものであるが、官人の犯罪という観点から捉えるならば官人の考課に関わる規定ということで、考課令の可能性が高いと思われる。あるいは、一連の令規定の総括的な意味をこめて、職制律第2条の取意文を記したとも考えられる。現段階では、一決しがたい。

以上、諸規定の篇目を通観するならば、『新唐書』編者は、学令・選挙令・考課令と令の篇順に連する令規定を抄出していったと考えられるのではないだろうか<sup>(34)</sup>。このような令規定の引用をしたことにより、「著於令者、大略如此」と記したのではないだろうか。

## おわりに

以上、極めて粗雑な検討ながら、『新唐書』選挙志上の制度記事が唐令の復旧史料として利用できること、当記事の典拠となったのは開元二十五年令のテキストにその後の改製を書き加えたものであること、そして、当記事は学令・選挙令・考課令から関連規定を抄出したものであることを述べた。

この検討をもとに、1～16が学令、18～20、25～29が考課令のそれぞれ開元二十五年令として復旧できると思う。ただし、このうちの12・19・25は既に復旧されているので、復旧史料のひとつに加えられるということになる。また、1～4は対応する日本令が一条になっていることから同じく一条にまとまっていた可能性がある。しかし、日本令に

は7の規定も含まれていることから逆に日本令の方が唐令の何条分かを併せて一条にまとめた可能性もあるので、一応現状のまま1～4は別条として復旧しておくべきではないかと考える。

17は、先述したように何条分かの取意文と考えられるので、『唐令拾遺』同様選挙令の参考史料にとどめておく他はないと思われる。21～24, 30も考課令の可能性があるので、参考史料に加え、今後の検討に委ねるべきものと考える。

注

- (1)拙稿「律令賤民制の構造と特質　付『新唐書』刑法志中の貞觀の刑獄記事について」（池田温編『中国令法と日本律令制』、東方書店、1992年）。
- (2)註(1)拙稿においては、選挙志・百官志に計七条の唐令取意文が存在することを指摘し、開元七年令か、もしくは開元二十五年令かという漠然とした年代の推定をしたにとどまる。
- (3)『新唐書』編者が依拠した唐令の史料がいかなるものであるかについては、次章の令の年代の考察とからめて私見を述べることにしたいが、他の唐代史料に見えない規定が多く見られることから、少くとも『唐六典』などの編纂物からの孫引きではなく、オリジナルな史料を利用したものと考える。『新唐書』の他志の制度記事では必ずしも唐令に拠ったという記述があるわけではなく、編者には特に唐令であることを明言する必要はなかったと考えられるので、当志で特に「著於令者、大略如此」と述べていることは信頼できるのではないかと思う。何らかの唐令のテキストを、直接利用したものと考えたい。
- (4)3・4の規定については、坂上康俊氏が開元二十一年五月勅（『唐会要』卷35、『唐摭言』卷1所収）から「国子監所管学生、尚書省補、州県学生、州県長間補。州県学生、取郭下県人替」という規定を開元二十五年学令逸文として指摘されている（池田温「<唐令拾遺補>編纂をめぐって」、唐代史研究会編『律令制—中国朝鮮の法と国家』、汲古書院、1986年）。ただし、当志の3・4の規定と坂上氏の指摘された逸文とでは細部に差違があり、相互に補いうるものと考える。
- (5)『唐会要』卷七十六、開元礼舉  
貞元二年六月十一日勅。開元礼、国家盛典、列聖增修。今則不列学科、藏在書府、使効官者昧于郊廟之儀、治家者不達冠婚之義。移風固本、合正其源。自今已後、其諸色舉人中、有能習開元礼者、舉人同一經例、選人不限選數許習。但問大義一百条、試策三道、全通者超資與官、義通七十条、策通兩道已上者、放及第。已下不在放限。其有散官能通者、亦依正官例処分。
- (6)『唐会要』卷七十六、三伝(三史付)  
長慶二年二月、諫議大夫殷侑奏。謹按春秋二百四十二年行事、王道之正、人倫之紀

備矣。故先師仲尼称志在春秋，歷代立学，莫不崇尚其教。伏以左伝卷軸文字，比礼記多校一倍。公羊·穀梁與尚書·周易多校五倍。是以国朝旧制，明經授散，若大經中能一伝，即放冬集，然明經為伝学者，猶十不一二。今明經一例冬集，人之常情，趨少就易，三伝無復学者。伏恐周公之微旨，仲尼之新意，史官之旧章，將墜於地。伏請置三伝科，以勸学者。左伝問大義五十条，公羊·穀梁各問大義三十条，策三道。義通七以上，策通二以上，與及第。其白身応者，請同五經例处分。其先有出身及前資官応者，請准学究一經例处分。又奏。歷代史書，皆記當時善惡，係以褒貶，垂裕勸戒。其司馬遷史記，班固·范增兩漢書，音義詳明，懲惡勸善，亞於六經，堪為世教。伏惟国朝故事，国子学有文史直者，宏文館宏文生，並試以史記·兩漢書·三国志，又有一史科。近日以来史学都廢，至於有身处班列，朝廷旧章，昧而莫知。況乎前代之載，焉能知之。伏請置前件史料。每史問大義一百条，策三道，義通七，策通二以上，為及第。能通一史者，請同五經·三伝例处分。其有出身及前資官応者，請同学究一經例处分。有出身及前資官，優稍與处分。其三史皆通者，請錄奏聞，特加獎擢。仍請頒下兩都国子監，任生徒習讀。勅旨。宜依仍付所司。

- (7) 『玉海』卷一百十五，選舉，唐童子科。また、劉伯驥「貢舉考試制度」(『唐代政教史』，台灣中華書局，1973年)も参照のこと。
- (8) 『唐会要』卷七十六，童子。  
大曆三年四月二十五日勅。童子舉人，取十歳以下者，習一經兼論語·孝經，每卷誦文十科全通者，與出身。仍每年冬本貫申送禮部，同明經舉人例孝試，訖聞奏。
- (9) 『旧唐書』卷四十三，職卷志，門下省条，中書省条。
- (10) 註(9)参照。
- (11) 仁井田陞「唐令の史的研究」(註(3)『唐令拾遺』所収)。池田温「唐令」(滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』，東京大学出版会，1993年)も参照されたい。
- (12) 註(11)仁井田氏論文参照。
- (13) 『唐会要』卷六十，御史大夫，御史中丞所収の該当記事では，同一の勅であったかは不明。
- (14) 『唐令要』卷六十，御史大夫所収の会昌二年十二月の牛僧孺等の奏では，「著於典章，永為定制」となっている。
- (15) 「著令」については、丸山裕美子氏の発表を参考にさせていただいた。丸山「令の継受をめぐって——仮寧令第一条の周辺——」(第八十九回史学会大会，1991年11月，於東京大学)。なお、発表の要旨は、大会当日のプログラムと『史学雑誌』第百編十二号(1991年12月)に掲載されている。
- (16) 令ではなく律のケースだが、「職制·戸婚·厩庫律残卷」中の戸婚律に見られる訂正の書き込みなども参考になるであろう。
- (17) 『玉海』卷一一二，学校下，唐六学を参照。

## 『新唐書』選舉志の唐令について

- (18) 個々の規定の新制・改制により生じた規定間の不統一を解消し、令全体の整合性を図ることも令刪定のひとつの目的ではないかと考える。
- (19) 丸山裕美子「仮寧令と節日——古代社会の習俗と文化——」（池田温編『中国礼法と日本律令制』、東方書店、1992年）。なお、令文の変更を命じた法令については同論文の註(6)(7)で触れられているが、それらの法令には「著令」文言は確認できない。
- (20) この場合、テキストは写本のみならず、官府などの壁に書かれたものも想定する必要があると思われる。官府の壁に律令格式が書かれてあったことについては、『唐会要』卷三十九定格令を参照。ちなみに、宋代の書目類には「唐令三十卷」が著録されているが、その撰者を記すのは『直斎書録解題』のみで、「宋環、蘇通、盧從愿等所刪定」とあることから開元七年令であったことになる。『直斎書録解題』の記述の正否の検討も含め、宋代に残存した唐令のテキストの状況・具体的な形態については、今後の課題としたい。
- (21) 註(18)のように令刪定の役割を考えているので、「六学」と「七学」という不統一さの存在は刪定されていないためと考える。
- (22) 『唐六典』卷四、礼部尚書侍郎条所収の開元二十五年勅。『通典』卷十五、選舉三、所収開元二十五年二月制。『冊府元龜』卷六三九、貢舉部、条制一所収の開元二十五年正月詔。
- (23) 七野敏光「唐開元二十四年礼部貢舉について」（『関西大学法学論集』第三十六卷第二号、1986年6月）。
- (24) 註(11)参照。
- (25) 湯浅幸孫「唐令と養老令」（『中国——社会と文化』第六号、1991年6月）。
- (26) 古畑徹「1991年の歴史学界——回顧と展望——東アジア・隋唐」（『史学雑誌』第百一編第五号、1992年5月）。
- (27) 註(11)参照。
- (28) 『唐六典』卷二、尚書吏部、考功員外郎条。『同』卷四、尚書礼部、礼部侍郎条。
- (29) 『唐六典』卷二、尚書吏部、考功員外郎条。  
其弘文、崇文生各依所習業隨明經、進士例。
- (30) 復旧史料のひとつとして挙げられている『白氏六帖事類集』卷十二では、「考課令、進士試時務策五条、……」と篇目名が明記されている。
- (31) 養老選叙令29秀才進士条。  
凡秀才、取博学高才者。明經、取学通二經以上者。進士、取明闇時務、并諺文選・爾雅者。明法、取通違律令者。皆須方正清循、名行相副。
- (32) 『律令』（表の凡例2参照）の学令15書学生条の頭注では、「書・算生の成績判定に関する規定」としている。

榎本淳一

(33) 諸貢挙非其人，及應貢挙而不貢挙者，一人徒一年。二人加一等。罪止徒三年。若考校課試，而不以實，及選官乖於挙狀，以故不稱職者，減一等。失者，各減三等。承言不覺，又減一等。知而聽行，與同罪。（本注・疏議省略）

唐律の引用とその条文番号は、表の凡例の3を参照。

(34) 『新唐書』編者の利用した令のテキスト自体，令の抄出であった可能性も考えられるであろう。

なお，選挙志の規定の配列順序が唐令本来のものかどうかについては，今後の課題としたい。

(付記)

本稿は，平成5年度工学院大学特別研究員の交付を受けた研究成果の一部である。

(えのもと じゅんいち 講師 歴史学)